

出席停止について

下記の表の感染症にかかったときは、出席停止の措置（出席すべき日数から省かれる）がとられます。病名をすみやかに学級担任まで連絡し、医師の指示に従って休養してください。登校の際に、学校ホームページの「学校感染症治癒報告書」（医師の証明）または「学校感染症による欠席届（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用）」（保護者記入）を学校へ提出してください。

※「学校感染症による欠席届（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用）」は、状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更になったため、欠席届の様式を変更しました。学校ホームページまたは職員室・保健室にある様式を使用してください。

表 学校において予防すべき感染症の種類

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），中東呼吸器症候群（MERS），特定鳥インフルエンザ（H5N1）（H7N9），「感染症予防法」第6条第7項から第9項に規定する新型インフルエンザ等感染症指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症，A型肝炎，B型肝炎，手足口病，伝染性紅斑，ヘルパンギーナ，マイコプラズマ感染症，感染性胃腸炎など	全身状態が悪い場合など、医師の判断で出席停止を要する場合など